

## 第6章 学校給食関係国庫補助事業

### 1 学校給食関係国庫補助事業（学校施設環境改善交付金（平成23年度～））

#### （Ⅰ）交付金の概要

学校給食の施設設備に対する補助は、新に学校給食を開始する場合の単独校調理場の新設分及び共同調理場の新設分は、学校給食法第12条第1項に規定されているほか、その他施設設備の交付金の区分や申請事務の手続き等については、『学校施設環境改善交付金交付要綱』及び『公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（以下、運用細目という。）』等に定められています。

#### （Ⅱ）交付金事業（学校給食施設整備事業）の趣旨

学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校における学校給食施設（炊飯給食施設を含む）の整備に要する経費の一部を国庫補助し、その促進を図ります。

※ 改修（支柱を残していれば改修扱い）や学校食堂は事業対象外

#### （Ⅲ）事業主体

地方公共団体（都道府県・市町村（組合を含む））

#### （Ⅳ）交付金対象事業及び交付対象経費、配分基礎額の算定方法

##### 学校給食施設の新増築 【算定割合：1/2（へき地学校は特例あり）】

※新築・・・当該整備前において給食を提供する既存の学校給食施設を有しない学校のために、新たに学校給食施設を整備すること。

※増築・・・既存の学校給食施設に対し、面積を増す整備を行うこと。既存施設を引き続き使用することとしつつ、純粋に増築する場合のほか、例えば、単独校調理場を改築する際に、既存施設に対し、施設規模を大きくして建て直す場合の面積の増加分が含まれる。

#### （1）交付対象経費

義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備（ドライシステムによるものに限る。以下同じ。）及び学校給食の改善充実に必要な施設設備の新築又は増築に要する経費（財政力指数0.5未満のへき地の学校にあつては改修に要する経費を含む。）

#### （2）配分基礎額の算定方法

① 単独校調理場（一の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設。ただし、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を除き、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のみ为学校給食を実施するための施設を含む。以下同じ。）

ア 調理場本体整備（へき地の学校は食品貯蔵施設を含む。）

運用細目に定める児童又は生徒の数（以下「児童生徒数」という。）及び施設の区分に応じ別に定める面積（学校給食施設として使用することができると認められる既設の施設があるときは、当該面積から当該施設の面積を控除した面積）に1平方メートル当たりの建築単価（毎年、文部科学省が構造別・都道府県別に定める単価）を乗じた額。

イ 附帯施設整備（原則、本体調理施設整備と併せて実施する場合のみ。）

児童生徒数及び施設の区分に応じ、別に定める額を限度として文部科学大臣が定める額。

※算定割合の特例

当該市町村の財政力指数に応じて、算定割合を下記のとおりとする。

【財政力指数】	【算定割合】
・ 0.2未満	→ 新增築事業：2／3
・ 0.2以上0.4未満	→ 新增築事業：5.5／10
・ 0.4以上0.5未満	→ 新增築事業：5.5／10

② 共同調理場（二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設。ただし、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のみ为学校給食を実施するための施設を除き、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を含む。以下同じ。）

ア 調理場本体整備

単独校調理場と同じ

イ 附帯施設整備

単独校調理場と同じ

※算定割合の特例

へき地の学校を含む共同調理場にあつては  $\frac{(1/2 \times N1 + R \times N2)}{N}$  とする。

N : 当該共同調理場から給食の提供を受けるすべての児童生徒数

N1 : 当該共同調理場から給食の提供を受ける学校の児童生徒のうち、へき地の学校以外の学校の児童生徒数

N2 : 当該共同調理場から給食の提供を受ける学校の児童生徒のうち、へき地の学校の児童生徒数

R : 上記「算定割合の特例」の数値

### 学校給食施設の改築 【算定割合：1／3（へき地学校は特例あり）】

※改築・・・構造上危険な状態にあること等から、当該整備前において給食を提供する既存の学校給食施設を有する学校のために、当該既存施設に代わるものとして改めて学校給食施設を整備すること。（既存施設とは別の敷地に新たな施設を整備するとしても、新たな施設から給食を提供しようとする学校が当該既存施設から給食の提供を受けている場合は、「改築」に当たる。）なお、内部改修は、「改築」には含まれない。

(1) 交付対象経費

義務教育諸学校における学校給食の実施に必要な施設設備及び学校給食の改善充実に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものの改築、小規模共同調理場を統合して適性規模にするため及び給食を提供す

る学校数若しくは児童生徒数の増加に伴い施設が狭隘であるための施設の改築又は保健衛生上、機能上、構造上及び学校管理運営上不適切と文部科学大臣が認めるものの改築（都道府県により自主的な市町村の合併の推進に関する構想に位置づけられた構想対象市町村又は平成21年3月末までに合併の申請を行い平成22年3月末までに合併した市町村であり、かつ、「市町村建設計画」に共同調理場の整備について明記されたものにあつては、市町村合併による既設共同調理場の統合等による改築（以下「既設共同調理場統合改築」という。）を含む。）に要する経費。

(2) 配分基礎額の算定方法

① 単独校調理場

ア 調理場本体整備

新增築の場合と同じ

イ 附帯施設整備

新增築の場合と同じ

※原則、本体調理施設整備と併せて実施する場合のみ。以下、附帯施設整備について同じ取り扱い。

※算定割合の特例

①財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては $1/3 \times 1/$ （財政力指数）

②当該市町村の財政力指数に応じて、算定割合を下記のとおりとする。

【財政力指数】

【算定割合】

- ・ 0.2未満 → 改築事業：5.5/10
- ・ 0.2以上0.4未満 → 改築事業：5.5/10
- ・ 0.4以上0.5未満 → 改築事業：1/2

② 共同調理場

ア 調理場本体整備

新增築の場合と同じ

イ 附帯施設整備

新增築の場合と同じ

へき地の学校を含む共同調理場にあつては $(1/3 \times N1 + R \times N2) / N$ とする。

N : 当該共同調理場から給食の提供を受けるすべての児童生徒数

N1 : 当該共同調理場から給食の提供を受ける学校の児童生徒のうち、へき地の学校以外の学校の児童生徒数

N2 : 当該共同調理場から給食の提供を受ける学校の児童生徒のうち、へき地の学校の児童生徒数

R : 上記「算定割合の特例」の数値

**炊飯給食施設の新増築 【算定割合：1/2】**

炊飯給食を実施するため炊飯給食施設をドライシステムにより新増築する事業

**アレルギー対策室の新増改築 【算定割合 → 新増築：1/2、改築：1/3】**

学校給食におけるアレルギー対応のためアレルギー対策室をドライシステムにより新増改築する事業

(V) 実工事費・交付金額の算出方法

① 本体施設（食品貯蔵施設、アレルギー対策室含む。）

基準面積は、運用細目の「学校給食施設基準」による。

ア 基準面積×本体施設実単価＝本体施設実工事費

イ 基準面積×本体施設建築単価＝本体施設配分基礎額

本体施設配分基礎額に算定割合（新增築（扱い）1／2、改築1／3）を乗じ、千円未満を切り捨てた額が交付金限度額。

② 附属施設

ア 一般附属

「学校給食施設基準」に記載されている対象品目とする。児童生徒数に応じ、別に定める附属施設基準金額に算定割合（新增築（扱い）1／2、改築1／3）を乗じ、千円未満を切り捨てた額が交付金限度額。なお、排水処理施設は共同調理場を整備する場合のみ対象となる。

対象品目の実整備費＝附属施設実工事費

対象品目基準金額＝附属施設基準金額

イ 炊飯附属

炊飯附属は一般附属に準ずる。対象品目も「学校給食施設基準」に記載されている。

③ 解体撤去費

事業の実施に伴い撤去する建物又は支障となる建物の解体・撤去費については、交付金対象として計上できる。

交付金対象限度額は、新築増築の場合は群馬県において公共事業等に使用されている算出基準を参考とし、実施箇所の実情に即した単価、面積によって算出した実解体撤去費の1／2以内、改築の場合は1／3以内となる。

校舎等の新築、増築の後に、残った校舎等を取壊しそこに調理場を整備する場合は残った校舎等の解体撤去費も交付金対象となる。また、施設の統合により使用しなくなる学校給食施設の解体撤去費も交付対象となる。ただし、既に廃止済となっている学校給食施設や休校等により既に恒常的に使用していない学校給食施設の解体撤去費は、交付対象とはならない。

なお、本体工事の前年度又は次年度に解体撤去工事を実施する場合は、解体撤去費のみで改築事業として交付金を申請できる。

④ 設計費

原則として、基本設計費の場合、事業（複数年度事業の場合は、I期目の事業）実施の前年度又は前々年度に支出済のものまで、実施設計費の場合、前年度支出済のものまでであり、それらより前に支出されたものは、対象経費とはならない。

(VI) 事業実施手順

① 事業を実施し交付金を受けようとする前年度における建築計画の提出、精査

ア 建築計画による十分な検討がなされていること

交付金を受ける年度の前年度において、年3回程度（予定6月、11月、2月）の建築計画を作成、提出をする。なお、交付を予定している地方公共団体においては内容を十分検討し、必要な財源の見通しをもった上で、財政部局と随時調整のうえ、実施が確実に見込まれるもの、実施計画年度内竣工が確実に見込まれるものであること。

イ 標準的に工期が2カ年以上にわたる工事に対しても交付対象となるが、改築事業や全面的な大規

模改造・補強事業など、標準的にみて2カ年以上の工期がやむを得ない事業に限る。

ウ 特に、2月（予定）の建築計画提出の時点では基本的に2回目以前の既出の建築計画がさらに精査され、解体撤去費も含め、設計書による各概算工事費が出ており、積み上げによる根拠のある実工事費の算出がなされていることが求められる。

エ 国家予算の範囲内により交付決定が行われるため、建築計画を提出した全ての事業が採択されるわけではないことに十分留意し、各自治体において、教育委員会のみならず首長・財政当局とも綿密な検討を行うことが必要となる。

## ② 施設整備計画の作成・提出（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条）

地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

作成し又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、文部科学大臣（市町村にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を經由して文部科学大臣）に提出しなければならない。

## ③ 申請等の手続

ア 交付申請・交付決定（補助金適正化法第5条～第8条）

イ 交付対象事業の実施（補助金適正化法第12条）「状況報告書」の提出

ウ 交付対象事業の事業廃止、内容変更（補助金適正化法第7条第1項第3号、第4号）

エ 実績報告（補助金適正化法第14条）

オ 額の確定（補助金適正化法第15条）

## ④ 施設整備計画の事後評価（学校施設環境改善交付金交付要綱第8）

地方公共団体は、施設整備計画の計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに文部科学大臣（市町村にあっては、都道府県教育委員会を經由して文部科学大臣）に報告しなければならない。

## (VII) 学校給食の施設として使用することができると認められる既存の施設の基準

### ① 施設の位置

ア 給食の運搬に支障のないこと。

イ 調理室から発生する騒音、臭気、煤煙等が各教室に影響を及ぼさないこと。

ウ 食材料の搬入及び搬出、汚物処理などの作業が教室の授業に影響を及ぼさないこと。

エ 通風及び採光の条件の良い位置であること。

オ 給排水の便の良い位置であること。また、低湿地や不潔な水たまりや汚水溝、ごみ捨て場の近くは避けること。

### ② 施設の構造

ア 堅牢な施設で給食調理室としてふさわしい広さを有し、かつ十分な明るさと換気を保持できること。

イ 施設の天井はすきまがなく、平滑で清掃しやすい構造であること。

ウ 施設の床は、平滑であり、清掃及び排水が容易に行える構造であること。

## (VIII) 給食室に該当するもの、該当しないものの区分

### ① 該当するもの

・給食室前面の行止まり廊下部分で、固定間仕切（防火扉を除き、カーテン類を含む）があれば給食

室と一体の配膳室とみなして、給食室部分として取り扱う。

- ・固定間仕切がなければ給食受入れ口として使用していても、給食室部分とみなさない。
- ・調理室（調理従業員室、専用トイレ、休息室、打合わせ室、調理従事員の事務室、パン置場、食糧貯蔵庫室を含む）
- ・調理室と一体となっている配膳室

② 該当しないもの

- ・給食リフト部分（各階を問わず）
- ・調理室と同一階にない配膳室
- ・給食センター等から配送される給食の配膳のみを行う学校の配膳室
- ・調理室の前面廊下部分であって、配膳を行う部分であると同時に各教室棟への通路である場合。給食室専用の渡り廊下で廊下部分に間仕切がない場合
- ・共同調理場の配送車専用の車庫

(IX) 対象内実工事費の算定について

交付金事業完了・終了後に実績報告書を提出する際、事業全体の工事費を、本交付金の対象内経費部分と対象外経費部分に適切に按分する必要がある。

対象内実工事費を実際より過大に算定していると、交付額過大となり、不用額発生や会計検査に伴う返還等があり得るので、十分注意すること。

なお、下記に対象工事等について判定表を掲載しているが、判定表に記載のないものについては各自治体において学校給食に必要なものなのか否かについて検討し、なぜ対象内経費又は対象外経費としたのか根拠をはっきりさせておくこと。

① 対象内工事費の算出について

学校給食施設整備における対象内工事費は、

- ・本体施設の対象内工事費
- ・附帯施設の対象内工事費
- ・解体撤去費の対象内工事費

に大別されるので、まず、整備事業額全体から工事費以外の経費（用地取得費や備品費）を除き、上記3つの対象内実工事費を算出する。

② 本体施設の対象内工事費の算出について

本体施設の対象内工事費は以下の計算式により算出される。

$$\boxed{\text{実施単価}} \times \boxed{\text{配分基礎面積（交付対象面積）}} = \boxed{\text{本体施設の対象内工事費}}$$
$$\boxed{\text{実施単価}} = \boxed{\text{対象外経費を除く本体施設整備にかかる経費}} \div \boxed{\text{調理場全体の延床面積}}$$

※単価算出は切り捨て

※延床面積と建築面積を取り違えないよう留意すること。

③ 附帯施設の対象内工事費の算出について

附帯施設の対象品目は運用細目に列挙されており、対象品目の対象内経費を積み上げたものが附帯施設の対象内実工事費となる。

なお、基準金額を実工事費が上回る場合であっても交付対象内外面積等で按分する必要は無く、上記の通り対象内経費を積み上げたものが対象内実工事費となる。







水 衛 生 機 械 工 事	給水栓	○				
	給水タンク	○				
	給水ポンプ	○				
	排水ポンプ	○				
	給排水配管	○				
	トラップ	○				
	散水栓	△	犬走り内	左記以外	給水工事に限る	
	さく井	△	敷地内	敷地外		
	犬走側溝	○				
	排水溜樹	○				
	グレーチング	○				
	し尿浄化槽	○				
	汚水ポンプ	○				
	汚水管	○				
	瞬間湯沸器	○				温水器を含む
	ガス配管	○				
諸コック	○					
連結送水栓	○					
分岐・引込工事	△	敷地内	敷地外			
既存建物からの接続	△	増改築に伴い必要となる工事のうち専用部分及び共用部分（当該増改築分にかかる経費とする）	左記以外	共用部分は撤去費を除く		
将来、増改築・増設予定の為の配管（線）	△	補助対象内建物	左記以外			
冷 暖 房 工 事	暖房機器及び付属設備一式	○		備品的な暖房器具		床暖房については建物に固定してあるもののみ対象  共用部分は撤去費を除き面積按分する
	冷房機器及び付属設備一式	○				
	全熱交換機	○				
	既存建物内のボイラー工事	△	増改築に伴い必要となる工事のうち専用部分及び共用部分（当該増改築分にかかる経費とする）	左記以外		
将来、増改築・増設予定の為の配管（線）	△	補助対象内建物	左記以外			
門 囲 障 等 工 事	門	△	建物の新增改築に伴い必要となる門柱、戸及扉の新增改築（これに付随する花壇等も含む）	左記以外及び道路に該当する工事		
	囲障	△	建物の新增改築に伴い必要となる囲障の新增改築で、敷地境界又はこれに準ずる箇所にあるもの（生垣等も含む）	左記以外		
	吹き抜けの渡り廊下	△	建物の新增改築に伴い必要となるもの	既存建物間をつなぐもの		

設計費等	実施設計費 基本設計費 工事監理委託料 耐力度調査費	○ △ ○ △	前年度支出済みも対象 学校給食施設全体を整備する事業（新築、全面改築）	左記以外	本・附帯工事費に加える。
工事地質調査	ボーリング等一式	△	敷地内	敷地外	
仮設工事	工事用搬入路整備 仮設渡り廊下設置 非常階段の移設費 旧建物等の埋設物の撤去費  既存建物等移転費	△ △ △ △  ×	直接工事費の割合（交付金分と単独分）で按分する	工事と関係のない仮設工事	敷地外も含み、土地借料も対象  旧建物等の撤去費の対象となる工事は、仮設工事の対象外
撤去工事	旧建物等の撤去費  フェンス、排水、側溝、花壇、舗装及び樹木等の撤去費、撤去復旧費及び樹木の移植費	△  △			

※この表は、校舎の対象内外の表から、調理場に関係のある箇所を記載した表であり、基本的に冷暖房工事以外については調理場独自の取扱いはない。

凡例・・・○原則として対象となるもの △場合によって異なるもの（注意）×原則として対象とならないもの

※学校給食施設整備事業に係る附帯施設の対象品目について（「学校給食施設基準」掲載）

附帯施設の対象品目	対象内	対象外	備考
(給食調理施設)			
かま	回転釜（ガス、電気等を問わない）	炊飯専用の釜	
上流し、下流し	シンク、水切り台等		
調理台	調理台、作業台、移動台	コンベア、調理機器を置く台	
食器洗浄機	食器・食缶・トレイ・コンテナ等	野菜洗浄機、器具の洗浄機	
食器消毒保管機	食器、食缶、トレイ・コンテナ等	器具消毒保管庫、包丁まな板殺菌庫	
ボイラー	調理用のボイラー	瞬間湯沸器は工事費で対策	
かくはん機	フードミキサー等		
野菜裁断機	フードスライサー、サイの目カッター等		
球根皮むき機	球根皮剥機、ピーラー等		
揚物機	連続フライヤー等（油切コンベア等、揚物機と一体とみなせるもの）	単体の油タンク、オイル缶、油ろ過器	
焼物機	ガステーブル、電磁調理器等		
蒸物機	スチームコンベクションオーブン	電子レンジ、湯煎器等	
冷蔵庫	冷蔵庫（プレハブ冷蔵庫を含む）、牛乳用保冷庫	冷凍庫、冷凍冷蔵庫、蓄冷剤凍結庫	
真空冷却機			
中心温度管理機能付き調理器			
エアカーテン、エアシャワー		間仕切りカーテン	
手指殺菌機		靴・エプロン殺菌庫	
(炊飯給食施設) (※)			
炊飯器	連続炊飯器、炊飯釜等		
洗米機			
納米庫（米びつ）			
食器浸漬槽			

※ドライシステムの調理場を整備する事業のみ対象であるため、附帯施設において、流し、調理台、かま等でドライ仕様、ウェット仕様の区分がある場合はドライシステム仕様のみを対象とする。

※対象品目と一体になっているものや、対象品目に必要不可欠なものは対象とする。

※対象品目の運搬費、据え付け費、試運転調整費など使用前の必要不可欠な費用は対象とする。

※炊飯給食施設の欄は、既存で炊飯給食施設がなく、新に炊飯給食施設を整備した場合のみ該当。

## (X) 交付金の繰越

毎会計年度の歳出予算の経費は、その年度の歳入をもってこれを支弁しなければならず、また歳出予算の経費の金額はこれを翌年度において使用することができないのが原則である。（会計年度独立の原則）（財政法第12条）

ただし、一定の条件のもとに同原則の例外として特例的に、歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができる。（歳出予算の繰越し）

### ① 明許繰越し（財政法第14条の3）

事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が当該年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合。

### ② 翌債（財政法第43条の3）

明許繰越しの場合、債務の負担についても、性質上工事の分割が困難なものについて、一体的に債務負担を行った方が分割発注、契約変更等の事務の煩雑を避けるという意味でも合理的な理由がある。そこで、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担（翌債）の制度が認められている。

### ③ 事故繰越し（財政法第42条）

1会計年度内において支出負担行為を行い、その後生じた避け難い事故のため、その年度内に支出が終わらなかった場合に認められるものである。避け難い事故の範囲は社会通念上避け難い事故と判断されるものである。

明許で繰り越した経費を、さらに翌年度繰越し（事故繰越）することは法律上可能であるが、あくまで例外的に認められるものである。

なお、事故繰越しをした経費の金額をさらに事故繰越しすることは認められない。

### ④ 繰越及び翌債の手続（平成10年10月1日国会第50号会計課長通知）

公立文教施設整備費にかかる繰越しの手続に関する事務及び翌債に関する事務は、会計法第48条第1項の規定に基づき文部科学大臣の申請承認等の事務については各都道府県知事の同意により当該教育委員会教育長が行うこととなっており（法定受託事務）、また会計法第46条の2の規定に基づき、財務大臣の承認に関する事務については財務局（部）長（群馬県であれば関東財務局長が該当）に委任されている。

### ⑤ 事務手順（市町村事業の場合のみ記載）

ア 繰越事案が発生・終了次第、県健康体育課宛て電話連絡を入れる。

イ 県健康体育課より必要な書類一式を送付するので、指示どおり記載し、提出。

ウ 関東財務局と県教委で繰越と翌債に係る手続を進め、関東財務局長より承認を得た後、各該当自治体へ連絡を入れる。

## (11) その他

### ① PFI事業等について

原則、交付対象となるが、PFI実施方式により対象にならない場合もあるので、PFIによる学校給食施設整備を検討している自治体は、速やかに県健康体育課へ連絡をすること。

また、DB・DBOによる工事を予定し、本体工事着手の前年度に設計と本体工事に係る契約を一括締結する場合は、「工事着手」する年度を基準として交付申請を行う。（そのため、建築計画の提出は

「工事着手」の前年度に行う。)

## ② 施設整備パターンについて

学校給食施設の分離・統合等、様々な施設整備が存在するため、本手引記載ページに、各施設整備のパターンを例示しているため、参考とすること。

# 2 財産処分

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）第22条に基づき、都道府県知事又は市町村長等は国庫補助金等（公立学校施設整備費補助金、安全・安心な学校づくり交付金等）の交付を受けて取得した財産（建物、施設、設備、用地等。重要でない設備（※1）を除く。）を補助金の交付の目的に反して使用（転用）、譲渡、貸し付け又は取り壊しなどを行う場合は、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合及び文部科学大臣が定める当該財産の耐用年数（処分制限期間（※2））を経過した場合を除き、文部科学大臣の承認が必要となります。ただし、政令で定める場合はこの限りではありません。

※1 重要でない設備・・・取得価格又は効用の増加価格が単価500千円未満の機械及び器具であつて、補助金等の交付の目的を達成するために特に必要ないと認められるもの

※2 処分制限期間・補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表のとおり

## (1) 承認手続

### ① 申請手続

補助金適正化法第22条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には所定の様式に参考資料を添付し、県教育委員会へ2部提出すること。県教委では、処分が妥当かどうか審査し、文部科学省へ進達する。

なお、承認事項（特に納付金が生じると考えられる事項）の場合は処分時期より3ヶ月以上前、報告事項の場合は2ヶ月以上前に文部科学大臣に提出すること。

### ② 承認後の変更

承認を得た後、当該財産処分の内容と異なる処分を行おうとする場合、又は当該財産処分の承認に付された条件を満たせなくなった場合には、当該処分の内容に応じ、文部科学大臣に対し改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、(3)①に規定する納付金（ただし書きを除く。）を国庫に納付した場合は、この限りではない。

## (2) 承認とみなす事項（包括承認事項）

次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。（納付金を免除する。）

また、学校の建物と一体に調理場等が整備されている場合は、当該建物の財産処分に従うものとする。

### ① 報告事項

次に掲げる財産処分であり、「学校施設環境改善交付金（学校給食施設）等に係る財産処分報告書」を文部科学大臣に提出した場合

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限

りではない。

ア 地方公共団体が、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物及び建物以外の工作物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物等」という。）について行う無償による財産処分

イ 別表「報告事項一覧」に掲げる財産処分

ウ 国庫補助事業完了後10年未満の建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画、又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの

## ② 交付決定事項

次の事項に該当する財産処分であって、当該調理場の新增改築事業に係る交付決定があった場合

ア 「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」（平成18年7月13日付け18文科施第188号文部科学大臣裁定。）第1の47に定める構造上危険な状態にある建物（以下「危険建物」という。）の取壊し

なお、学校法人においては、「学校給食施設補助交付要綱」（昭和53年5月18日文部科学大臣裁定。）要領3の3（1）に定める耐力度とする。

イ 危険建物に準ずる建物の取壊し

ウ 建物の敷地が狭あい等のため、従前の建物の一部若しくは全部の取壊し

エ 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物の一部若しくは全部の取壊し

オ アからエの建物の取壊しに際して、やむを得ない建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

## （3）納付金の取扱い

### ① 国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する財産処分については、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

ア 包括承認事項

イ 学校法人が、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等について行う無償による財産処分のうち次のいずれかの場合

(ア) 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に規定する法人を含む。）又は社会福祉法人への貸与（期間を限定し、学校施設又は社会福祉施設の用に供する場合に限る。）

(イ) 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次のaからd該当する場合  
a 転用、無償譲渡又は無償貸与の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業に活用する場合。

b 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業に活用する場合

c 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊しを行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

d 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸与

(ウ) 経過年度が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記（イ）aからdまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施設に伴うものであって、特に文部科学大臣が別個に認めるもの

(エ) 国庫補助事業完了後10年以上を経過した建物等の有償による財産処分であって、下記②を適

用したならば国庫に納付することとなる補助金相当額以上の額を、当該地方公共団体の設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用することとしているもの

(注) 当該財産処分の承認申請時に基金が設立されていない場合には、当該財産処分の日から1年以内に基金を設立し、上記補助金相当額以上の額を積み立て、適切に運用すること。

(イ) 地方公共団体の調理場で、統廃合等により、使用されなくなる建物等で、処分制限期間の過半を経過した建物等で、他の用途での活用が全く見込めない建物等の取壊し及び廃棄

(カ) その他文部科学大臣が特に認めるもの

## ② 国庫納付を条件として承認する場合

上記①以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあつては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫に納付するものとする。

※参考「安全・安心な学校づくり交付金（平成23年度より「学校施設環境改善交付金」に改名）（学校給食施設）等に係る財産処分の承認等について（抄）」

平成20年7月2日付け20文科ス第469号文部科学省スポーツ・青少年局長通知

※学校給食施設の財産処分に係る承認、報告の様式については、一般の学校施設の財産処分と異なります。

県『学校給食運営管理の手引』ページからダウンロードし、御確認ください。

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表 1

補助事業等 名	処分制限財産名称等				処分制限期間(年)	
	施設設備等名	財産名	構造規格等	構造区分	①	②
学校施設環境改善交付金	学校食堂施設	建物	鉄骨コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	R	60	47
			ブロック造	その他	45	38
			金属造(骨格材の肉厚が4mm を超えるもの)	S	40	34
			金属造(骨格材の肉厚が 3mmを超え4mm以下のもの)	S	30	27
			金属造(骨格材の肉厚が3mm 以下のもの)	S	20	19
			木造	W	24	22
			木骨モルタル造	その他	22	20
	学校給食施設	建物	鉄骨コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	R	35	31
			ブロック造	その他	32	28
			金属造(骨格材の肉厚が4mm を超えるもの)	S	28	25
			金属造(骨格材の肉厚が 3mmを超え4mm以下のもの)	S	20	19
			金属造(骨格材の肉厚が3mm 以下のもの)	S	15	14
			木造	W	12	11
			木骨モルタル造	その他	10	10

①平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」(昭和60年3月5日 文部省告示第28号)

②平成13年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日文部科学省告示第53号)



補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表 2

補助事業名	処分制限財産名称等		処分制限期間 (年)	根 拠
	区分	学校給食設備名		
学校施設環境改善交付金	附帯A	か ま	5	器具及び備品／食事又は厨房用品／その他のもの  機械及び装置／給食用設備
		上 流 し	5	
		下 流 し	5	
		調 理 台	5	
		食器洗淨機	9	
		食器消毒保管庫	9	
		ボ イ ラ ー	9	
		かくはん機 (ミキサー)	9	
		野 菜 裁 断 機	9	
		球 根 皮 む き 機	9	
		揚 物 機	9	
		焼 物 機	9	
		蒸 物 機	9	
		冷 蔵 庫	9	
	真 空 冷 却 機	9		
	中心温度管理機能付調理器	9	建物附属設備／エアカーテン	
	エ ア カ ー テ ン	1 2		
	エ ア シ ャ ワ ー	1 2	機械及び備品／その他のもの／その他のもの	
	手 指 殺 菌 機	8		
	附帯B	厨 芥 処 理 機	9	機械及び装置／給食用設備
附帯C	自 家 発 電 機	1 5	機械及び装置／内燃力又はガスタービン発電設備	
附帯D	廃水処理機【R造】	3 0	構築物／汚水処理用のもの／R造のもの	
	廃水処理機【S造】	1 5	構築物／汚水処理用のもの／S造のもの	
炊飯施設	炊 飯 機	9	機械及び装置／給食用施設	
	洗 米 機	9		
	納 米 機 (米 び つ)	9		
	食器浸湿槽	9		

・学校施設環境改善交付金を受けて、整備した学校給食施設等において、当初予定していた学校給食の運営（配食等）の目的に支障が生じない場合は、当該施設等から当該設置者の幼稚園や保育園、高齢者施設等に配食することは目的外使用に抵触しない。

(別表)

報 告 事 項 一 覧

摘要番号	事 項
1－(1) 1－(2) 1－(3) 1－(4) 1－(5) 1－(6) 1－(7)	1 災害等により全壊した建物の取壊し等 (1) 災害又は火災により、全壊、半壊、流出、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄 (2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し (3) 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し (4) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し (5) 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。） (6) (1) から (5) までの建物の取壊しに際して、やむを得ない建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄 (7) 処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった設備の廃棄
2－(1) 2－(2)	2 同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は収益をあげる場合を除く。）のうち、次の事項に該当 するもの (1) 統合又は別敷地移転等により廃校となる学校の調理場等に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの無償による転用 (2) 学校給食の円滑な実施に著しく不適当で、その建築等が国庫補助の対象となった建物等の無償による転用。
3	事情変更に伴う建物区分の変更

## 3 補助金

### (1) 要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）

設置者が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその一部を補助します。

#### ① 補助金交付対象となる設置者の条件

- ア 学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）第 1 条の規定に基づく開設の届出を完了していること
- イ 現に学校給食を実施していること
- ウ 補助対象保護者に対して、学校給食法第 11 条第 2 項に定める学校給食費の 2 分の 1 以上の補助を行うこと
- エ 補助金の交付申請時において上記の補助を行うのに必要な予算を議決しているか 又は議決確定であること

#### ② 補助の基準（学校給食法施行令第 7 条）

補助限度額

児童・生徒 1 人あたりの年間学校給食費の補助標準額×補助対象保護者の児童・生徒数×1/2

#### ③ 補助金交付対象となる保護者

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者

ただし、同法第 13 条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合を除く。

### (2) 準要保護（＝要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる保護者）に対する援助について

平成 16 年度まで、準要保護も国庫補助金の対象でしたが「三位一体の改革について（平成 16 年 11 月 26 日政府・与党合意）」に基づき、平成 17 年度より国庫補助金の対象外となりました。当該事業に係る財源については、税源移譲されるとともに、所要の事業費が地方財政計画及び地方交付税を算定する際の基準財政需要額にされることとなりました。このことと学校教育法第 19 条を踏まえ、各市町村は準要保護に対する援助を適切に実施することとされています。

### (3) 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）事務執行の留意事項

- ① 要保護及び準要保護児童生徒については、世帯票、認定台帳、保護者からの委任状、領収書等の関係書類を整備しておくこと。
- ② 生活保護法に基づく教育扶助（学校給食に関すること）との重複補助を避けるために、補助を行う前に学校給食に関するものによる支給の有無を関係機関に照合し確認すること。
- ③ 認定においては、福祉事務所の長や民生委員とも十分連絡を取り、認定委員会等により適正かつ十分に協議し、認定は 3 月末日（ただし新たに小学校に入学する児童については、当該年度の 4 月末日）までに終わることが望ましいこと。認定にかかる事項で変動があった場合は、随時その旨を認定

簿に記載すること。

- ④ 実績報告書は補助事業に要した経費を確認したうえで作成すること。  
一人当たりの年間学校給食費の補助額（支払額）は、当該学校の実績（年間実際に給食用物資を購入し、その代金として支払った額（国庫補助対象内経費）によって、1人分を算出し、この2分の1から全額までが支払い範囲として規定されている。
- ⑤ 保護者への補助は必要な時期に行い、保護者等が立て替えることがないようにする。校長が補助金を保護者の委任を受けて代理受領するときは、委任状を整備しておくこと。
- ⑥ 校長は、市町村教育委員会が認定した児童生徒以外のものに支給してはならないこと。また支給した際には、個人支給明細書等により証拠書類を残すこと。
- ⑦ 児童生徒に支給する場合は、各人の保護者の受領印を押印し、公簿として保管すること。
- ⑧ 設置者が、学校給食費を受ける児童生徒のそれぞれについて、その保護者に対して学校給食費の2分の1以上を補助しないにもかかわらず、国庫補助金を受けることのないようにすること。（要保護の場合）
- ⑨ 年度内に支給を完了するとともに、要保護及び準要保護児童生徒に卑屈感や劣等感を抱かせないように注意を払うこと。

#### ※関連法規

○学校教育法(抄) 昭和22年3月31日法律26号 最終改正：平成28年法律47号

第19条 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。

○学校給食法

第12条

2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対して、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

○学校給食法施行令(抄) 昭和29年7月23日政令第212号最終改正：平成21政令第53号

第7条 法第12条第2項の規定による国の補助は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、同項に規定する保護者（以下この条において「補助対象保護者」という。）に対して、その児童又は生徒（中等教育学校の生徒にあつては前期課程に在学する生徒に限る。以下同じ。）に係る法第11条第2項に規定する学校給食費（以下この条において「学校給食費」という。）を補助する場合（その補助割合が2分の1未満の場合を除く。）において、その補助する額の2分の1について行うものとする。ただし、児童1人当たりの年間学校給食費又は生徒1人当たりの年間学校給食費についてそれぞれ文部科学大臣が毎年度定める補助標準額に、当該設置者が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の児童又は生徒の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の2分の1の範囲内で文部科学大臣が定める額を限度とする。